

## 湘南東部地区保健医療福祉推進会議設置要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、「湘南東部地区保健医療福祉推進会議」(以下「推進会議」という。)について必要な事項を定めるものとする。

## (目的)

第2条 推進会議は、神奈川県保健医療計画で定められた湘南東部地区二次保健医療圏域(以下「圏域」という。)における保健、医療、福祉に関する計画の着実な推進等保健、医療、福祉に係る重要な事項を協議することを目的とする。

## (協議事項等)

第3条 推進会議の協議事項等は、次のとおりとする。

- (1) 圏域における保健、医療、福祉の計画に関すること
- (2) 圏域における保健、医療、福祉に係る課題に関すること
- (3) 圏域における将来の病床数の必要量を達成するための方策その他神奈川県地域医療構想の達成を推進するために必要な事項
- (4) その他、圏域における保健、医療、福祉の推進に必要な事項

## (委員)

第4条 推進会議は、委員23人以内で構成する。

2 委員は、次の各号に掲げる者の内から選定する。

- (1) 藤沢市保健所長
- (2) 茅ヶ崎市保健所長
- (3) 医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会及び病院団体の委員
- (4) 圏域内の高齢者福祉施設協議会の委員
- (5) 藤沢市、茅ヶ崎市及び寒川町の保健医療福祉関係職員
- (6) 湘南東部二次保健医療圏域に係る医療保険者の代表者
- (7) その他、協議事項を検討するにあたり必要と認められる者

## (委員の任期)

第5条 前条第1号の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会長及び副会長)

第6条 推進会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会議を総理し、推進会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

## (会議)

第7条 推進会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

## (専門部会)

第8条 推進会議に地域の保健、医療、福祉に関する特定課題について検討協議を行うための専門部会を設けることができる。

2 専門部会のメンバーは、推進会議の委員のうちから会長が指名する者並びに特定課題を検

討するにあたり必要と認められる者とする。

3 専門部会の運営等については、会長が定める。

(ワーキンググループ)

第9条 推進会議及び専門部会における協議のほかに、神奈川県地域医療構想の達成を推進するために必要な特定の議題に関する協議を継続的に実施する場合には、推進会議の下にワーキンググループを設けることができる。

2 ワーキンググループのメンバーは、推進会議の委員のうちから会長が指名する者並びに議題に関する協議を行うにあたり必要と認められる者とする。

なお、ワーキンググループの参加者については、謝金の対象外とする。

3 ワーキンググループの設置及び運営等については、会長が別に定める。

(庶務)

第10条 推進会議の庶務は、神奈川県健康医療局保健医療部医療課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

(湘南東地区地域保健医療協議会設置要綱の廃止)

2 湘南東地区地域保健医療協議会設置要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成30年11月1日から施行する。

- 2 この要綱の施行の日から平成31年3月31日までの間に新たに就任した委員の任期は、第5条の規定にかかわらず、同日までとする。

附 則

この要綱は、令和元年7月5日から施行する。